

福島駅前交流・集客拠点施設整備基本計画策定委員会運営要領

- 1 福島駅前交流・集客拠点施設整備基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）は、原則公開とする。ただし、委員長は、次のいずれかに該当すると認める場合には、委員会に諮って非公開とすることができる。
 - (1) 委員会において、福島市情報公開条例第9条各号に定める不開示事由に該当する情報に関し検討を行う場合
 - (2) 委員会を公開することにより、公正又は円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合
 - (3) その他、委員長が必要と認める場合
- 2 委員長は、委員会の議事録を作成し、委員の了承を得て、公表する。
- 3 会議を傍聴しようとする者は、会議当日に傍聴人受付簿に氏名及び住所を記載しなければならない。
- 4 委員長は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。
- 5 傍聴人が会議の進行を妨げる行為をしたときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。